

特別局及び特別記念局の開設基準

「連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程」（以下「規程」という。）第2条に規定する「特別局」及び「特別記念局」の開設基準等は、下記のとおりとする。

記

1 特別局

- (1) 規程第2条第6号に規定する特別局のうち、「連盟の特別行事」は、次のようなものをいう。

また、当該行事等の主催者、後援をする者又は協賛等をする者は、それぞれ当該行事等を主催、後援、協賛等をするものとして適切であること。

- ① 独立行政法人、地方公共団体（教育委員会を含む。）、公益社団法人若しくは公益財団法人又はこれらに準ずる団体が主催、後援又は協賛する行事であること。
- ② 連盟が後援又は協賛する行事であり、行事の趣旨、内容等がアマチュア無線の活性化のための公開運用及びアマチュア無線の周知・啓発にあり、かつ、体験運用を行うものであって、会長が特に認めたもの
- ③ ①及び②の行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有しているものであること。また、特定の関係者だけでなく、地域や社会全体に社会的利益をもたらすものであること。

- (2) 行事の主催者から特別局を運用することにより行事を記念すること及びその意義を広めることについて同意を得ていることを確認することができること。

特別局の運用について、主催者等や免許人等がインターネットの利用その他の方法により、広く一般に周知広報を行うものであること。

また、期間中、積極的な運用が行われているものであり、公開運用又は電波法施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用を行うものであること。

- (3) 特別局に使用する呼出符号は、下表の呼出符号列から開催する行事にふさわしいものを希望することができる。
- (4) 特別局の開設を希望する期間は、行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間とし、かつ、1年以内であること。
- (5) 特別局の開設及び運用に係る経費（免許申請等に必要経費を含む。）については、開設申し出者の負担とする。
- (6) 特別局の免許申請と無線設備の調達について
- ① 特別局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとするが、無線設備を別途調達して開設する局の場合は、申し出者の責任において行うこととする。
 - ② 特別局の無線設備の調達については、次のとおりとする。

ア 地方局又は補助局の呼出符号等を変更し、特別局として使用することができる。なお、地方局又は補助局の使用にあたっては管理者の承諾を事前に得ることとする。

イ 無線設備を別途調達して開設する場合は、申し出者の責任で行うこととする。

③ 特別局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意書を得ていることが確認できるものであること。

④ 特別局で移動しない局を開設するときには、無線局から発射される電波の強度の基準値への適合（以下、防護指針という。）を確認することができること。

(7) 特別局の運営については、運営委員会を組織し、特別局の運営・管理を行うものとする。なお、運営委員会は、運用計画書を作成し、書類により特別局の運用スケジュール、運用体制及び上記すべての事項について確認を行えるものとする。

2 特別記念局

(1) 規程第2条第7号に規定する特別記念局の定義のうち、「国際的又は国家的に重要な行事」は、次のようなものをいう。

- ① 国際電気通信連合の機関が開催する行事
- ② 国際連合の専門機関が開催する行事
- ③ 国際博覧会条約関連の行事
- ④ オリンピック組織委員会又はアジア競技大会委員会が関与する行事
- ⑤ 国（主管庁）が主催又は共催する行事
- ⑥ ①から⑤と同等であって理事会が特に認めたもの

(2) 行事の主催者から特別記念局を運用することにより行事を記念すること及びその意義を広めることについて同意を得ていることを確認することができること。

特別記念局の運用について、主催者等や免許人等がインターネットの利用その他の方法により、広く一般に周知広報を行うものであること。

また、期間中、積極的な運用が行われているものであり、公開運用又は電波法施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用を行うものであること。

(3) 特別記念局に使用する呼出符号は、下表の呼出符号列から開催する行事にふさわしいものを希望することができる。

(4) 特別記念局の開設を希望する期間は、行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間とし、かつ、1年以内であること。

(5) 特別記念局の開設及び運用に係る経費（免許申請等に必要経費を含む。）については、1局あたり原則として5万円を上限として年間総額50万円の枠内で支出することができる。なお、経費の支出のない局については、開設申し出者の負担とする。

(6) 特別記念局の免許申請と無線設備の調達について

① 特別記念局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとするが、無線

設備を別途調達して開設する局の場合は、申し出者の責任において行うこととする。

② 特別記念局の無線設備の調達については、次のとおりとする。

ア 地方局又は補助局の呼出符号等を変更し、特別記念局として使用することができる。なお、地方局又は補助局の使用にあたっては管理者の承諾を事前に得ることとする。

イ 無線設備を別途調達して開設する場合は、申し出者の責任で行うこととする。

③ 特別記念局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意書を得ていることが確認できるものであること。

④ 特別記念局で移動しない局を開設するときには、防護指針について確認することができること。

(7) 特別記念局の運営については、運営委員会を組織し、局の運営・管理を行うものとする。なお、運営委員会は、運用計画書を作成し、書類により特別記念局の運用スケジュール、運用体制及び上記すべての事項について確認を行えるものとする。

3 開設申し出

(1) 特別局の開設を希望する者は、運用計画、運用体制、電波防護指針を確認することができる書類（移動しない局で開設する場合）、収支予算案、行事等に関するパンフレット及び行事等の主催者側からの特別局の開設について同意を得ていることを確認することができる文書を開設しようとする3箇月前（必着）までに当該支部長、地方本部長を経由して専務理事に提出し、会長の決裁をもって承認とする。

ただし、会長が特に必要と認めた場合は、理事会に諮ることとする。

特別記念局の開設を希望する者は、運用計画、運用体制、電波防護指針を確認することができる書類（移動しない局で開設する場合）、収支予算案、行事等に関するパンフレット及び行事等の主催者側からの特別記念局の開設について同意を得ていることを確認することができる文書を開設しようとする事業年度の間近の1月末日（必着）までに当該地方本部長を経由して専務理事に提出し理事会に諮ることとする。

(2) 前項にかかわらず、連盟が主催するアマチュア無線フェスティバル、ITU 記念日及び IARU HF ワールドチャンピオンシップコンテストに開設する特別記念局並びに緊急やむを得ない場合であって会長が特に認めたものについては、この限りでない。

【特別局及び特別記念局に希望することができる呼出符号列】

各地方本部毎に、8J〇又は8N〇の字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること。）を付したもの（以下、省略）

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 27 日、第 2 回理事会）

この基準は、平成 23 年 11 月 27 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 20 日、第 65 回理事会）

この改正基準は、令和 5 年 5 月 20 日から施行する。